

## ■四ツ谷のげんばから■

# 違約金を払わなければ、逮捕されるの？



- ・ 身寄りの無い一人暮らしの高齢女性です。
  - ・ 訪問した**民生委員**の方が気付いて区役所へ連絡し、**高齢福祉課**から**ホットライン**によりお問合せを受けました。
- ※ このお話は実例を参考にしたフィクションです。

ホットラインで連絡を受けた弁護士は、電話が**詐欺**の手口の一つで、不動産の**取引自体架空のものであるから、名義を貸した方が逮捕されたり罪に問われたりする**ことはない(もともと、まず名義を貸さないことが大事です。)ので、ご本人へ**安心するように、そして**違約金は支払わないように****と伝えてください、と回答しました。

その後、弁護士のすすめで、ご本人と民生委員の方は、警察を訪れ、警察が男へ連絡をいれたところ、**ご本人へ電話がかかることはなくなりました**。

ご本人がお困りのときは、弁護士に相談してよいのかなと思うような些細なことであっても、お気軽にお問合せください。



## ■ホットラインご利用のご案内■

当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に<sup>1</sup>電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのご事<sup>2</sup>がございましたら、ぜひご利用ください(個人名等をお話いただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください)。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合わせ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

<sup>2</sup> 最終的にはご本人(被支援者様)のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

<sup>3</sup> ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。